

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並

四 その他参考となる事項  
前項の異議申出書の様式  
(法第十四条の規定による)

関する。

びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令

内閣は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第四条第一項、第十一条第四項、第十二条第一項、第十四条第二項及び附則第六項の規定に基き、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

**第一条** 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別

二 使用し、又は収用しようとする土地等の全部又は一部が土地収用法（昭和二十六年法律第二

等の管理者の意見書

があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書（前項第一号）又は第二号（見二）、二回目（同様のもの）。

(土地等の調査及び図面の総覽)

別区の存する区域にあつては特別区。以下同じ。）ことに、当該市町村の区域内の適当な場所に置いて行なう。つづいて、そつ送電工事（一・二等の圖書文書四冊は、前記第一頁第一号の圖書

及び図面のうち当該市町村に関係がある部分とする。  
〔引導金の延内〕

**第二条** 地方防衛局長は、法第十一條第三項の規定により利得を納付させようとするときは、納付ナシキ金額及び内付期限を当該建物の所有者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた者が、法第十一條第四項の規定により延納しようとするときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に、左に掲げる事項を記載して申請書を地方衛生局長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所  
ればならない。

三二 納付すべき金額  
納付すべき金額のうち一時こ納付することを困難とする金額及びその事由

## 四 延納の期間及び方法

六 その他参考となる事項  
地方防衛局長は、前項の申請書を受理した場合において、その審査の結果申請に係る延納がや

い。むを得ないものと認めたときは、延納の期間及び方法を定めて当該延納を認めなければならぬ。

4 第二項の申請書の様式は、防衛省令で定める（法第十二条の規定による異議の申出）

**第三条** 法第十二条の規定による異議の申出は、左に掲げる事項を記載した異議申出書を地方防衛局長を通じ防衛大臣に提出しなければならない。

二 異議申出人の氏名及び住所  
当該土地等の所在及び種類

三二  
不服の要旨

|   |   |  |                                      |
|---|---|--|--------------------------------------|
|   |   |  | 防衛大臣                                 |
| 項<br>百<br>三<br>十<br>八<br>条<br>第<br>二<br>号 | 項<br>百<br>三<br>十<br>八<br>条<br>第<br>一<br>号 | 事業の進行及び土地の収用                               | 土地の収用                                |
| 物<br>件                                    | 物<br>件                                    | 第七条に規定する土石砂れきを収用する場合                       | 当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきものを使用し、又は収用する場 |
| 物<br>件                                    | 物<br>件                                    | 物件又は建物にある設備若しくは備品で当該建物の運営上これと一体的に使用されるべきもの | 合                                    |
| 物<br>件                                    | 物<br>件                                    | 当該建物の運営上これを一体的に使用さ<br>れるべきもの               |                                      |
| 物<br>件                                    | 物<br>件                                    | 当該建物の運営上これを一体的に使用さ<br>れるべきもの               |                                      |

第九十条の四（法第百三十八条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により算定した補償金、加算金及び過怠金をいう。以下同じ。」を」とあるのは「仮補償金等（昭和二十七年法律第二百四十号）第二十条第一項の規定による仮補償金並びに同法第二十六条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第二百五十号）第三十三条の規定による清算金及び清算金に対する利息をいう。以下同じ。」を」と、「補償金等払渡通知書」と、同令第一条の十六、第一条の十七第一項、第一条の十八第一項各号列記以外の部分、第一条の十九及び第一条の二十中「補償金等」とあるのは「仮補償金等」とする。

**第九条** 法第十五条第四項の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を地方防衛局長に提出して

一 請求者の氏名及び住所  
しなければならない。

二 当該土地等の所在、種類及び数量  
請求に係る員兵の事実

三 評議會に係る損失の算定  
地方防衛局長は、法第十五条第四項の規定により担保を取得させるには、次に掲げる事項を記

載した承認書を交付してしなければならない。

二 当該土地等の所在、種類及び数量  
（又は主たる且只の類又は二三の員元の事項）

三 取得させる担保の額及びこれに対する損失の事実

四項の規定による担保の取得に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

**第十条** 地方防衛局長は、法第十五条规定により担保を取り戻すときは、防衛省令で定め

るところにより、法第十六条第一項の規定による損失の補償を了したことを証する書面を供託所に提出しなければならない。

(法第十七條第一項の規定による裁決の申請)  
第十一  
去第十七條第二項の規定により、土地又用去第十四條第二項の規定による裁決を申請

第一二条 沿第一二条の規定に依り、一社取引沿第一二四条第一二五条の規定に依り、本規約を日本語で記載した者は、防衛省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用

委員会に提出しなければならない。  
一 裁決申請者の氏名及び住所

二 相手方の氏名及び住所  
当該二也等の所長、重員及び文書

四三 当該土地等の所在種類及て数量  
損失の事実

五 損失の補償の見積り及びその内訳

は、その額を易變する爲め

## 七 協議の經過 (法第二十三条第五項の規定による公告)

**第十二条** 法第二十三条第五項（法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により方衛大臣が行う公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一、当該請求に係る地方防衛局長の名称並びに使用し、又は収用しようとする土地等の所在、種類

二　類及び数量  
一　当該請求があつた年月日

(法第二十七条第一項の規定による土地收回法の適用に関する技術的読替え)  
法第二十七条第一項の規定により上地又用去を専用する場合に、次の表の上欄に掲げ

る規定の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 第四十七条の三第五項 | 第一項に規定する書類                                 | 法第十四条の規定により適用される第一項に規定する書類                         |
| 第四十七条の四第一項 | 市町村別に当該市町村に關係がある部分の写しを当該市町村長に送付するとともに、その書類 | 法第十四条の規定により適用される第四十七条の三法第十四条の規定により適用される第四十七条の三当該書類 |

附則  
この政令は、法施行の日から施行する。

附則 (昭和三五年六月二三日政令第一七三号)

この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から施行する。

附則 (昭和三七年九月二九日政令第三九一号)

この政令は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の施行の日(昭和三十七年十月一日)から施行する。

この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政府の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

附則 (昭和三七年一〇月二〇日政令第四一四号)

この政令は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附則 (昭和四二年一月十五日政令第三四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第七十四号)の施行の日(昭和四十三年一月一日)から施行する。

附則 (昭和五九年六月二二日政令第二〇〇号) 抄

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (平成九年四月二三日政令第一六七号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一一年一一月二二日政令第三五九号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七月政令第三〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一四年五月二九日政令第一八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年七月十日)から施行する。

附則 (平成一四年七月五日政令第一四八号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三号)の施行の日(平成十四年七月十日)から施行する。

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
附則 (平成一八年二月一日政令第一四号) 抄  
(施行期日)  
1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附則 (平成一九年八月二〇日政令第二七〇号)  
(施行期日)  
1 この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月一日)から施行する。

第一条 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附則 (平成一九年一月四日政令第三三号) 抄  
(施行期日)